**意見公募要領**

別添

１　意見公募対象

＜省令案＞

（１）無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号)及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号）の一部を改正する省令案

＜告示案＞

（２）昭和61年郵政省告示第395号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を改正する告示案

（３）平成24年総務省告示第426号（電波法第６条第８項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を改正する告示案

（４）平成26年総務省告示第338号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案

（５）平成31年総務省告示第23号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、時分割複信方式を用いるもの及びローカル５Ｇの無線局の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案

（６）周波数割当計画（令和２年総務省告示第411号）の一部を変更する告示案

（７）電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案

２　意見公募の趣旨・目的・背景

我が国の携帯電話等移動通信システムの加入数は年々増加しており、今後も増加が見込まれる移動通信トラヒックに対応するためにも、新たな周波数の確保が期待されている一方で、有限な電波資源である周波数のひっ迫度は増しており、新たな周波数割当てにおいては、これまで以上に周波数の効率的利用や、共同利用が不可欠になります。

こうした状況を踏まえ、情報通信審議会において、既存システムの地理的・時間的な運用状況を考慮した動的な共用（ダイナミック周波数共用）を適用することにより、携帯電話における補完的な周波数利用を見据えた2.3GHz帯周波数を利用可能とするための技術的条件等の策定に向けて、「2.3GHz帯における移動通信システムの技術的条件」について審議が行われ、総務省は、本年４月20日に一部答申を受けました。

今般、これを踏まえ、2.3GHz帯周波数に移動通信システムを導入するために必要な制度整備を行うべく、無線設備規則等の一部を改正する省令案等を作成しましたので、当該改正案に対して意見を募集します。

３　資料入手方法

　　意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）(https://www.e-Gov.go.jp/)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布し又は閲覧に供することとします。

４　意見の提出方法・提出先

（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

（２）～（３）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

　　なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public ）の意見提出フォームから御提出下さい。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

　　　電子メールアドレス：　enhanced-mobile\_atmark\_ml.soumu.go.jp

　　　総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課　宛て

　　※スパムメール防止のため「@」を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

　　※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。やむを得ず添付ファイルを送付する場合は、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せ下さい。）。

　　※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

（３）郵送する場合

　　　〒100-8926　東京都千代田区霞が関２－１－２

　　　　　　　　　総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課　宛て

　　　別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は、次のとおりです。

　　○ディスクの種類：CD‐R、CD‐RW、DVD-R又はDVD-RW

　　○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問合せ下さい。）

　　○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

　　　なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承下さい。

５　意見提出期間

　　令和３年７月17日（土）から同年８月20日（金）まで（必着）

※郵送の場合も同日必着とさせていただきます。

６　留意事項

・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。

・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課にて配布又は閲覧に供します。

・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。

・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

　【周波数割当計画の変更案以外について】

　総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

　担　当：大野課長補佐、柏崎第二技術係長、池内官

　電　話：03-5253-5893

　電子メールアドレス：enhanced-mobile\_atmark\_ml.soumu.go.jp

【周波数割当計画の変更案について】

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

担当：伊藤周波数調整官、福川第二計画係長

電話：（代表） 03-5253-5111 （直通） 03-5253-5875

電子メールアドレス：freq-allocation\_atmark\_ml.soumu.go.jp

　　　　　　※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

　　　　　　　メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

**意　見　書**

別紙様式

令和　　年　　月　　日

総務省総合通信基盤局電波部

　移動通信課　あて

　　　　　　　　　　　　　　郵便番号

　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　氏名（法人又は団体名等）（注１）

　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　電子メールアドレス

　「2.3GHz帯における移動通信システムの導入に係る無線設備規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１　法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

|  |  |
| --- | --- |
| 該当箇所 | 御意見 |
|  |  |